

教職員の処分について

教職員の処分を次のとおり行いました。本件につきましては、関係者並びに市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 「教職員の体罰」に係る処分

項 目	内 容
処分を受けた教職員	市立中学校 教諭 （32歳）
事 案 の 概 要	当該教諭は、令和5年12月3日（日）、部活動の遠征試合に遅刻した部員1名に対し、左足のふくらはぎ付近を右足で1回蹴ったほか、別の遅刻した部員に対し、腰付近を右足で蹴る体罰を行った。 また、上記行為について、管理職からの指導を受けたにもかかわらず、令和6年9月14日（土）、同じく部活動の練習試合において、部員1名の指導中に当該生徒の右足のすねを防具の上から1回蹴る体罰を行った。 このほか、部員に対し行ったアンケート調査により、令和5年4月頃から令和6年9月までの間、部員の^{でん}臀部を蹴る、胸ぐらをつかむ、突き押すなどの体罰や、「バカ、アホ、ボケ」などの暴言を繰り返し行っていたことが発覚したもの
処 分 の 内 容	減給6か月（給料月額 ^の 10分の1）
処 分 年 月 日	令和7年5月15日

2 上記事案に係る処分等（管理監督責任）

項 目	内 容	
処分等を受けた教職員 及び処分等の内容	市立中学校 校長	減給1か月 （給料月額 ^の 10分の1）
	市立中学校 副校長	文書訓告
処 分 等 年 月 日	令和7年5月15日	

※当該教諭による体罰行為のうち、令和5年度の行為について、教育委員会への報告を怠るなど、管理監督者としての適性を欠いたことに伴う処分等